

長期収載品の選定療養について

令和6年(2024年)10月から、後発医薬品(以下、「ジェネリック医薬品」)のある一部の先発医薬品(以下、「長期収載品」)について、みなさんが、長期収載品を希望した場合、通常の自己負担分とは別に選定療養として「特別の料金」を支払う仕組みが導入されます。この機会に、長期収載品に比べて低価格のジェネリック医薬品のご利用をご検討ください。ただし、医療上必要があると医師が判断した場合や、薬局にジェネリック医薬品の在庫がない等の場合は対象外です。

「選定療養(以下、「特別の料金」)」について

追加で窓口負担が必要となる「特別の料金」は、長期収載品とジェネリック医薬品の価格差の4分の1相当額です。また、「特別の料金」は課税対象であるため、消費税相当分を加えて支払うこととなります。

【例】ジェネリック医薬品<250円>がある長期収載品<500円>を希望した場合の「特別の料金」額
 $\text{<500円-250円>} \times 1/4 = 62.5\text{円}$ 「特別の料金」 $\Rightarrow 62.5\text{円} \times 1.1(\text{消費税相当分}) = 68.75\text{円}$

【長期収載品<500円>を希望した場合の実際の自己負担額(3割負担の場合)】

- 令和6年(2024年) 9月以前 $\Rightarrow 500\text{円} \times 0.3 = 150\text{円}$ (3割負担分)
- 令和6年(2024年)10月以降 $\Rightarrow 500\text{円} - 62.5\text{円}$ 「特別の料金」 $= 437.5\text{円} \times 0.3 = 131.25\text{円}$ (3割負担分)
 $62.5\text{円} \times 1.1(\text{消費税相当分}) = 68.75\text{円} + 131.25\text{円}(3\text{割負担分}) = 200\text{円}$ (自己負担合計)

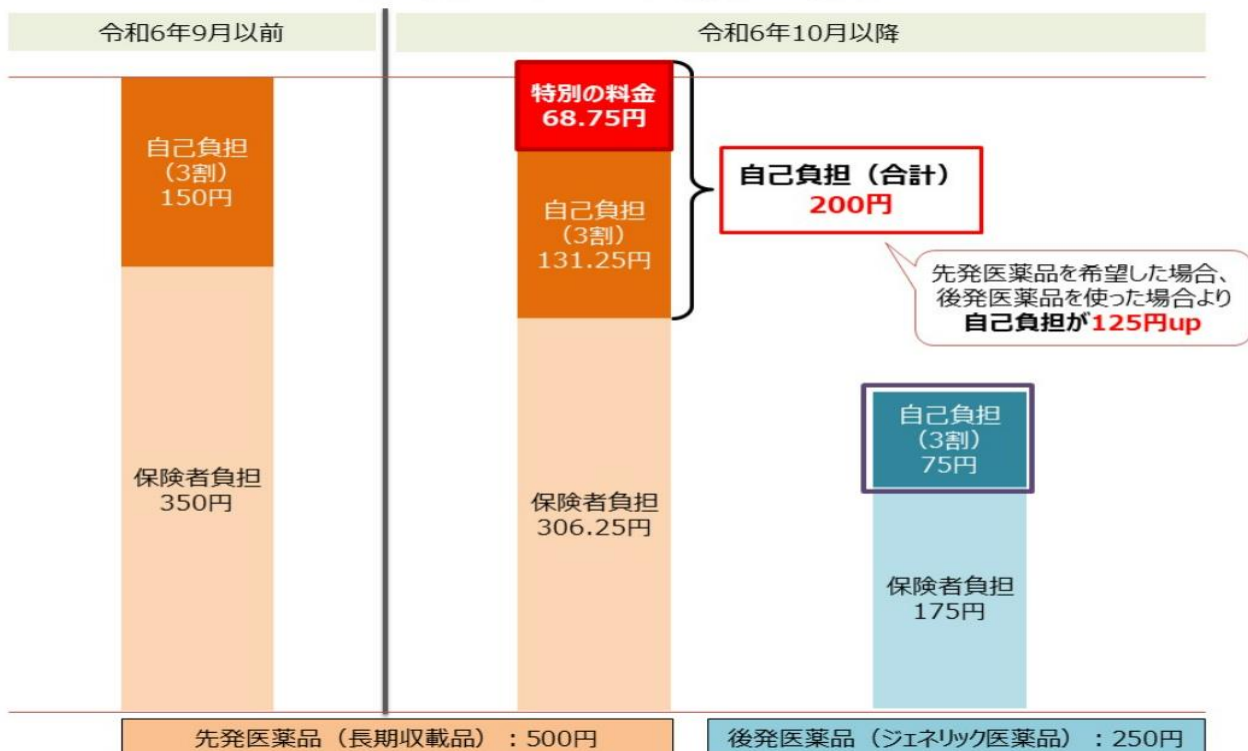
これまでは自己負担額が150円でしたが、令和6年(2024年)10月以降は、「特別の料金」が加わり、自己負担額は50円増加の200円となります。また、ジェネリック医薬品にした場合の自己負担は75円とお安くなります。

◆対象医薬品について

「特別の料金」の対象となる医薬品などの詳細は、以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。
【厚生労働省ホームページ(後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

自己負担のイメージ(3割負担の場合)



※1 長期収載品

ジェネリック医薬品(後発医薬品)のある長期収載品(先発医薬品)で、初めて薬価基準に収載されてから5年を経過しているもの、または5年を経過していないもののうち後発品置換率が50%以上のもの。

※2 選定療養

社会保険に加入している者が、追加費用を負担することで保険適用外の治療を保険適用の治療と併せて受けることができる医療サービス。公費を使用している方も別途料金がかかります。